

## 運転者に対して行う指導および監督の指針の内容

【指導監督指針(H13年国交省告示第1366号)】

項目	内容
①トラックを運転する場合の心構え	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本的な心構え                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラックの輸送は公共性が高い仕事</li> <li>・交通事故が社会的損害と影響が大きいことを認識</li> <li>・交通事故統計を用いた教育</li> <li>・他の車の運転者に与える影響が大きい</li> <li>・プロドライバーは、他の運転者の模範</li> </ul> </li> <li>○心得                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客に望まれるドライバー(丁寧な荷扱い、時間の厳守、マナー)</li> <li>・会社の代表 ・ 荷主の代理人</li> <li>・マナー(挨拶、感じの良い話し方、清潔感のある服装)等</li> </ul> </li> </ul>
②トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○乗務員の遵守事項                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・酒気帯び</li> <li>・過積載</li> <li>・偏過重 落下 飛散防止</li> <li>・踏切内での防護措置</li> </ul> </li> <li>○運転者の遵守事項                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・疾病疲労時の申告</li> <li>・日常点検の実施</li> <li>・点呼を受ける</li> <li>・乗務記録を行う</li> <li>・運転交代時の通告</li> <li>・踏切通過時変速しない</li> </ul> </li> <li>○運転マナー(業界のイメージ、走る広告塔)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・思いやりと譲り合い (おごり・過信油断・急ぎ焦り・怒り等が悪影響)等</li> <li>・適切な運転姿勢の重要性</li> </ul> </li> <li>○義務を果たさない場合の影響 (罰則・処分・処置・加害者、被害者に与える心理)等</li> </ul>
③トラックの構造上の特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転者の目線が高い(距離感、疲労、優越感、反射光、死角)</li> <li>・内輪差及び制動距離が他の車両と違う</li> <li>・タンクローリーの車両特性等</li> <li>・トレーラの留意事項等(ジャックナイフ・スイング・プラウアウト)</li> <li>・コンテナロックの重要性</li> </ul>
④貨物の正しい積載方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○積載の方法と制限(道交法第55条～58条・71条)</li> <li>・積載場所、重量、分割できない貨物、転落飛散防止等、固縛方法、軸重違反の防止</li> <li>・偏荷重による車の危険性</li> </ul>
⑤過積載の危険性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険性(バランス、衝撃増大、制動距離の増大、下り坂での自然加速、ブレーキの摩擦熱により利きが悪くなる等)</li> <li>・荷主が遵守すべき事項</li> <li>・運転者等が受ける罰則・処分・措置等</li> </ul>
⑥危険物を運搬する場合に留意すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防法や他の危険物の法令遵守</li> <li>・危険物取扱者等の資格</li> <li>・危険物の性質、取扱方法、積載方法及び運搬方法、出発前の積荷及び車両の点検、安全確認</li> <li>・備品・携帯品の確認、イエローカード</li> <li>・危険物が飛散又は漏えいした場合の安全確保の方法</li> </ul>

⑦適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況	○主な道路及び交通の状況の把握 ・ 自車の事故事例、ヒヤリハット体験を小集団活動で理解 ・ 基準緩和車両等の運転は定められた経路を通行 ・ その他安全運転に留意すべき事項を指導
⑧危険の予測および回避	○危険の理解と回避 ・ 悪天候、降雪が与える影響、内輪差、視界の制約及びトレーラのジャックナイフ現象等の危険を危険予知訓練の手法での理解、運転技能(指差呼称及び安全呼称)
⑨運転者の運転適性に応じた安全運転	・ 適性診断結果の活用、個々の運転者の運転行動の特性を自覚させる ・ ストレス等の心身の状態に配慮した適切な指導
⑩交通事故に関わる運転者の生理的・心理的要因およびこれらへの対処方法	・ 生理的要因(医薬品の使用、疲労運転、飲酒等) 心理的要因(慣れや過信による集中力の欠如等) が交通事故を起こすおそれのあることを事例により説明 ・ 疲労や眠気を感じたときは運転を中止し、休憩又は睡眠をとるよう指導し、飲酒運転、覚醒剤等の使用禁止の徹底 ・ 注意力の実態と限界、瞬間視の限界、錯覚と幻惑 ・ 飲酒運転の危険性 ・ 勤務時間及び乗務時間を定める場合の基準
⑪健康管理の重要性	・ 疾病が交通事故の要因となることを事例により説明、理解させる ・ 健康診断結果に基づき生活習慣の改善を図るなどの適正な健康管理を行うことの重要性を理解させる ・ 睡眠時間、食事、加齢による心身機能低下、睡眠時無呼吸症候群 ・ ストレスチェック等に基づき精神面の健康管理の重要性
⑫安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法	○運転支援装置の性能及び留意点 ・ 搭載されている運転支援装置の機能(衝突被害軽減ブレーキ、アクティブ・クルーズ・コントロール、ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置、車線維持支援制御装置、車両安定性制御装置)等 ・ 適正な運転方法及び使用方法(勝手な判断で警報音、装置の切断等) ・ 支援装置の限界とメーカーによる作動等の違い ○運転支援装置に係る事故事例 ・ 性能の理解不足、過大評価による事故発生の可能性を事例説明

※非常信号用具(発煙筒等)及び消化器の取扱についても、指導が義務付けられています。  
(安全規則第10条第6項)

『一般的な指導教育』 上記の12項目およびその他必要な項目を1年ごとに繰り返し実施します。

『初任運転者教育』

- ①一般的な指導および監督内容(12項目)を座学及び実車を用いて実施します。(15時間以上)
- ②実際に事業用自動車を運転させ、安全な運転方法を指導します。(20時間以上)

『高齢運転者教育』 65歳に達した運転者は、運転適正・適齢診断の結果を踏まえ、加齢に伴う身体機能の変化に応じたトラックの安全な運転方法についての指導が必要です。

『事故惹起者教育』 死者または重傷者を生じた交通事故を引き起こした運転者 および 軽傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者には、6時間以上の特別指導が必要です。

- ・ 事故者の特別指導内容は次の6項目です。 ①法令 ②事故事例分析と再発防止策 ③心理的要因と対処法 ④乗務に応じた事故防止の留意事項 ⑤危険予知と回避 ⑥道路と交通状況に応じた添乗指導